

警備局外事情報部外事課標準文書保存期間基準

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の措置
会計に関する事項		支出関係文書	捜査費	令和○年度 現金出納簿	5年	廃棄
		支出関係文書	捜査費	令和○年度 捜査費証拠書類	5年	廃棄
		物品管理	物品	令和○年 物品供用簿	5年	廃棄
		物品管理	物品	令和○年 物品使用書	5年	廃棄
		物品管理	物品	令和○年 物品取得書	5年	廃棄
		支出関係文書	旅費	令和○年度 旅行命令(依頼)簿	5年	廃棄
		支出関係文書	旅費	令和○年度 ICカード乗車券使用簿	1年	廃棄
人事管理に関する事項		勤務時間管理	休暇簿	令和○年 休暇簿	5年	廃棄
		勤務時間管理	給与	令和○年 管理職特別勤務整理簿・実績簿	6年	廃棄
		勤務時間管理	給与	令和○年度 現金出納簿(給与)	5年	廃棄
		勤務時間管理	給与	令和○年 週休日の振替・代休日指定簿	5年	廃棄
		勤務時間管理	給与	令和○年度 超過勤務等命令簿	6年	廃棄
		勤務時間管理	給与	令和○年度 当直日誌	1年	廃棄
		勤務時間管理	給与	令和○年度 特殊勤務手当実績・整理簿	6年	廃棄
		勤務時間管理	出勤簿	令和○年度 勤務割振表	3年	廃棄
		勤務時間管理	出勤簿	令和○年 出勤簿	5年	廃棄
		勤務時間管理	会計	令和○年 運転日誌	1年	廃棄
		勤務時間管理	早出遅出勤務申請書	令和○年 早出遅出勤務申請書	5年	廃棄
		勤務時間管理	テレワーク	令和○年 テレワーク申請書	5年	廃棄
		人事管理	海外渡航	海外渡航届	5年	廃棄
		人事管理	非常勤職員	令和○年度 非常勤職員基準給与簿	5年	廃棄

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の措置
		勤務時間管理	給与	令和〇年 個人番号関係事務資料管理簿	1年	廃棄
文書の管理等に関する事項 (第20)		公文書取扱	文書接受・発送	令和〇年 発議簿(丙)	30年	廃棄
		公文書取扱	文書接受・発送	令和〇年 発議簿(丁)	30年	廃棄
		公文書取扱	文書接受・発送	令和〇年 収受件名簿(丙)	5年	廃棄
		公文書取扱	文書接受・発送	令和〇年 収受件名簿(丁)	5年	廃棄
	○	公文書取扱	文書接受・発送	秘密文書管理簿	常用	廃棄
		公文書取扱	文書接受・発送	令和〇年 秘密文書発議簿(丙)	30年	廃棄
		公文書取扱	文書接受・発送	令和〇年 秘密文書発議簿(丁)	30年	廃棄
		公文書取扱	文書接受・発送	令和〇年 秘密文書収受件名簿(丙)	5年	廃棄
		公文書取扱	文書接受・発送	令和〇年 秘密文書収受件名簿(丁)	5年	廃棄
		特定秘密	指定等関係文書	令和〇年 指定関係文書	5年	廃棄
		特定秘密	管理簿	特定秘密文書等管理簿	常用	廃棄
		特定秘密	管理簿	特定秘密文書等保管管理簿	常用	廃棄
		特定秘密	管理簿	特定秘密文書等取扱簿	常用	廃棄
	○	公文書取扱	行政文書管理	行政文書ファイル管理簿	常用	廃棄
表彰に関する事項 (第18)		表彰	表彰上申	令和〇年 表彰上申	3年	廃棄
業務管理に関する事項		情報通信	管理簿	令和〇年 外部記録媒体管理簿	5年	廃棄
		情報通信	管理簿	令和〇年 外部記録媒体管理状況確認表	1年	廃棄
		情報通信	管理簿	令和〇年 外部記録媒体庁舎外持出簿	5年	廃棄
		情報通信	管理簿	令和〇年 パソコン庁舎外持出簿	5年	廃棄
		情報通信	管理簿	令和〇年 外部記録媒体の利用に係る証跡検証結果	5年	廃棄
		收受	発送	令和〇年度 発送簿	5年	廃棄
		個人情報保護	管理簿	保有個人情報管理簿	常用	廃棄

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の措置
他の行政機関に対する意見提出に関する事項(第23)		所管法令等	入管法	令和〇年 〇〇法改正関係	10年	廃棄
閣議の決定又は了解及びその経緯(第5)	(3)	国会	国会対応	令和〇年 質問主意書	20年	移管
国会及び審議会等における審議等に関する事項(第19)	(1)	国会	所信表明	令和〇年 大臣所信	10年	移管
	(1)	国会	国会対応	令和〇年 国会対応	10年	廃棄
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯(第11, 12)		情報公開・個人情報保	開示請求	令和〇年 開示請求対応	5年	廃棄
学校教養に関する事項		学校教養	教養	令和〇年度 教養	3年	廃棄
他所属との調整に関する事項		企画調査	企画関係	令和〇年度 政策評価	3年	廃棄
		企画調査	企画関係	令和〇年度 組織要求等	3年	廃棄
		企画調査	企画関係	令和〇年度 執務資料	1年	廃棄
		企画調査	企画関係	令和〇年度 国際	1年	廃棄
事件捜査に関する事項		情報・取締り	事件捜査一般	令和〇年 事件〇	10年	廃棄
		情報・取締り	執務資料	令和〇年 執務資料〇	1年	廃棄
		情報・取締り	法令質疑	令和〇年 法令質疑に対する対応	10年	廃棄
会議に関する事項		会議	各省庁会議	令和〇年 関係省庁担当者会議〇	3年	廃棄
		会議	全国外事課長会議	令和〇年 全国外事課長会議	1年	廃棄
		会議	国際会議	令和〇年度 国際会議(運営)	10年	廃棄
		会議	国際会議	令和〇年度 国際会議(執務資料)	1年	廃棄

備考

1 保存期間の設定に際しては、警察庁における行政文書の管理に関する訓令(平成23年警察庁訓令第9号)第13条第4項(歴史公文書等)及び第5項(意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書)に該当するものを除き、次の類型に該当する文書その他文書管理者が1年以上の保存を要しないと判断する文書については、保存期間を1年未満とすることができる。

(1) 正本が別に管理されている行政文書の写し

(2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等

(3) 出版物や公表物を編集した文書

(4) 警察庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答

(5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書

(6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書

2 前項の規定により1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含むなど、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

※ 事項欄には、警察庁における行政文書の管理に関する訓令別表第1に示されたどの「事項」に該当するかを記載する。(なお、別表第1に示された「事項」に該当しない場合は、行政文書ファイルが作成される業務の内容を簡記すること。)

※ 業務欄には、警察庁における行政文書の管理に関する訓令別表第1に示されたどの「業務」に該当するか番号を記載する。(なお、別表第1において「業務」欄が区分されていない場合で、同表の定める保存期間が適用されるものについては「〇」印を記載し、適用されないものについては空欄とすること。)